

日本学士院賞 受賞者 田口正樹



専攻学科目 西洋法制史

生年 昭和四〇年 九月  
略歴 昭和六三年 三月  
同 六三年 四月  
平成 三年 九月  
同 六年一〇月  
同 一二年 四月  
同 一四年 四月  
同 一七年 一月  
同 二四年 四月  
令和 二年 四月  
同 二年 四月

東京大学法学部卒業

東京大学法学部助手

北海道大学法学部助教

ドイツ・ギーセン大学にて在外研究（平成八年九月まで）

北海道大学大学院法学研究科助教

北海道大学大学院法学研究科教授（令和二年三月まで）

ドイツ・フライブルク大学客員研究員（平成一七年九月まで）

ドイツ・フライブルク大学客員研究員（平成二四年九月まで）

東京大学大学院法学政治学研究科教授（現在に至る）

北海道大学名誉教授

田口正樹氏の *Königliche Gerichtsbarkeit und regionale Konfliktbelegung im deutschen Spätmittelalter: Die Regierungszeit Ludwigs des Bayern (1314-1347)* (『ドイツ中世後期の国王裁判権と地域における紛争解決 ルートヴィヒ・デア・バイアーの治世 (一二二四年―一三四七年)』) に対する  
授賞審査要旨

中世ドイツにおける諸権力の分立と割拠状態を克服し、国家的統合を実現する手段として、一二世紀以降国王裁判権は、王権にとって重要な歴史的意義をもつようになった。本書 *Königliche Gerichtsbarkeit und regionale Konfliktbelegung im deutschen Spätmittelalter: Die Regierungszeit Ludwigs des Bayern (1314-1347)* (『ドイツ中世後期の国王裁判権と地域における紛争解決 ルートヴィヒ・デア・バイアーの治世 (一二二四年―一三四七年)』) (Duncker & Humblot, Berlin, 2017) は、研究史において叙上の意義づけを与えられてきた国王裁判権の実体がどのようなものであったかを、『平

和の擁護者』で名高い民主権論者マルシリオ・ダ・パドヴァの庇護者として、統治者の法たる実定法優位というその思想に共鳴した、ルートヴィヒ四世の統治期における国王裁判権の実体を実証的に分析することを通して、解明しようとした労作である。

ルートヴィヒが二重選挙の末に権力を掌握し、仇敵フリードリヒ美王を、八年を要して排除したものの、すぐさま当時アヴィニョンにあった教皇権と対決し、一三四七年に突然の死を迎えるまで、治世の全期間にわたって内外の政治抗争に明け暮れたこともあり、これまでの研究史ではその国内統治、なかならず司法行政には、概して低い評価しか与えられて来なかった。かくの如き評価を決定したのはオットー・フランクリンであるが、同人が公刊した二巻本の大著『中世の帝国宮廷裁判』(二八六九年)においては、当時の国王裁判権が直面せざるを得なかったとする幾つかの欠陥が挙げられていた。たとえば専門化と制度化の不足、国王裁判管轄権の狭さ、判決の内容を実現するための執行能力の弱さなどである。著者はこれらそれぞれの論点について、未刊行文書を始め一〇冊の刊本史料集に収録されている記録、わけでも『一四五年までのドイツ国王裁判および宮廷裁判に関するウアクンデンレゲスタ』の一部をなす『ルートヴィヒ・デア・バイアーならびにフリードリヒ美王時代』所収のレゲスタを基盤とし、自らの史料解釈を通じて上記の諸点を

検証しようと試みた。

その際著者は、先行研究がこれまで採用したことがなかった二つの方法論上の新機軸を打ち出している。一つは国王裁判権の機能に関して、当該案件の発端から判決を経て終局に至るまでの全過程を、史料によりながら詳細に検討し、国王裁判権が一連の過程の中でいかなる意味を持ったかを明らかにすることである。いま一つは考察対象を地域ごとに区分して分析し、王権と当該地域との関わり合いが国王裁判権の作動の面でどのような差異を生み出すのか、その独自性を抽出することである。

こうした序論での問題提起と研究史の総括、そしてこの研究で著者が採用する方法についての説明の後に、本論をなす三つの章が続く。すなわち研究対象地域として設定された中部ライン地域、エルザス・上部ライン地域、ヴェストファーレン地域に関する長短区々の三章である。この区別は残存史料の多寡に由来する。

最初に取り上げられるのは中部ライン地域の国王裁判権の実体である。ここでは都市同盟や貴族同盟などの水平的指向性の強い紛争当事者が、国王を仲裁者とする仲裁裁判を利用した。この地域の覇権を掌握するマインツ大司教もまた同様の線で紛争解決を指向した。その意味でルートヴィヒの国王裁判権は、ここでは比較的強力に機能したと結論づけられる。この地域は史料状況に最も恵まれ、

それゆえ他に比較して、大量の情報を駆使しての議論は多岐にわたり、その分多くの紙幅を割いて多様な論点が良く掘り下げられており、また委曲を尽くした議論が印象的である。

これに続いて検討されるエルザス・上部ライン地域は事情が異なる。この地域では中部ライン地域と同じく比較的多数の王領地と国王都市が存在したものの、これらの拠点の大部分が対立王であったハプスブルク家の与党であったからである。ルートヴィヒがこの地域に影響力を行使できたのは、フリードリヒ美王を屈服させた後の一三三〇年代からであった。そのうえ宮廷裁判所がこの地域に姿を現したのは一三三〇年、三三年、三八年、三九年の四回だけである。恃みにしえたのは帝国修道院と、王領地の管理を担った貴族から選ばれたラントフォークトと称される代官であった。このため王権はしばしば外部から信頼に足る人物を、宮廷の代理人として送りこんだりした。その意味でルートヴィヒとエルザス・上部ライン地域との関係は、決して直接的なものではなかった。ラントフリーデと呼ばれる「平和令」を、国王裁判法廷の判決を執行する手段として活用できたのが限られた成果であった。

最後に分析の対象となるのはヴェストファーレン地域である。ここでは国王裁判権の機能が最も弱体であった。中部ライン地域において覇権勢力がマインツ大司教であったように、この地域ではケル

ン大司教が類似の存在であった。この地域で王権が直接に支配しえたのは帝国都市ドルトムントのみである。ケルン大司教の近隣のグラーフやミュンスターを始めとする都市同盟との絶えざる対立は、ルートヴィヒ統治期におけるほぼ完全な国王宮廷の不在という事実と直面するのである。わずかに帝国都市ドルトムントとユダヤ人との紛争に関して国王宮廷裁判の判決がなされただけであった。貴族も修道院も国王に裁判支配者として期待することはなかった。多くの紛争は和解により終結した。

これら三地域の比較から明らかになるのは、国王裁判権の作動が地域の紛争解決の様々な回路、すなわち仲裁裁判、調停、審判制、ラントフリーデの機能などと不可分に結びついており、各地域と国王宮廷との人脈面の繋がりなどの諸連関を踏まえた上での評価が求められなければならないことである。ルートヴィヒ治下の国王裁判権の能力と限界は、同時代のドイツ王国の国制と紛争解決能力の条件に見合った、上記のような多岐にわたる回路を要求したのであり、裁判権は地域ごとの諸条件を適切に組み込んだシステムとして機能したのであった。

本書の研究の対象は中部ライン、エルザス・上部ライン、ヴェストファーレンなどのライン川沿いの西部ドイツに属する諸地域である。一九七〇年代に秀れた研究が現れた南西ドイツは別にして、

テューリンゲン、ザクセンなどの東部ではいかなる事態であったかなど更なる学問的興趣は尽きないが、その解明は著者の今後の課題とすべきであろう。まずは「ルートヴィヒ統治期の国王裁判権を新たに評価し直すことが可能になった」という、ドイツ学界における評言が示すように、同書がドイツ中世史および法制史に新たな学問的地平を開いたことは明らかであり、この点は高く評価されるべきである。